



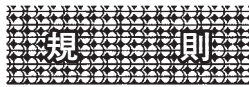
長野県報

11月30日(月)
平成21年
(2009年)
号外

目次

規則

平成21年12月に支給する期末手当の額の特例に関する規則(人事委員会事務局)	1
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(人事委員会事務局)	2



平成21年12月に支給する期末手当の額の特例に関する規則をここに公布します。

平成21年11月30日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第11号

平成21年12月に支給する期末手当の額の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年長野県条例第46号。以下「改正給与条例」という。)附則第2項及び第3項、長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)第27条並びに長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)第25条の規定により、平成21年12月に支給する期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(減額改定対象職員となった者の改正給与条例附則第2項第1号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第2条 改正給与条例附則第2項第1号の人事委員会が定めるものは、平成21年4月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について改正給与条例第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号。以下「給与条例」という。)第33条後段又は第41条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間の全期間が職員(改正給与条例附則第2項第1号に規定する職員をいう。以下同じ。)として在職した期間及び人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

- (1) 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和36年長野県条例第6号)に定める労務職員
- (2) 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年長野県条例第22号)に定める企業職員
- (3) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)に定める退職派遣者

(4) 国又は他の地方公共団体の常勤の公務員

2 改正給与条例附則第2項第1号の人事委員会が定める日は、平成21年4月2日(同日から基準日までの期間において新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。))がある場合は当該日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から基準日までの期間における減額改定対象職員(改正給与条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。)となった日のうち最も早い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の改正給与条例附則第2項第1号の月数の算定)

第3条 改正給与条例附則第2項第1号の人事委員会が定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 職員として在職しなかった期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成21年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日の属する月の前月までの間の月の中途において、同項第1号又は第2号に掲げる者(以下この号及び第5条において「企業職員等」という。)であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち企業職員等として勤務した期間(以下この条において「特定企業職員等期間」という。)を除く。)

(2) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下この号、次号及び第6号において「法」という。)第28条第2項又は職員の分限に関する条例(昭和27年長野県条例第8号)第2条の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、専従休職期間(法第55条の2の規定により許可を受けていた期間をいう。)、非常勤職員期間(給与条例第46条又は長野県警察職員の給与に関する条例第29条の規定の適用を受ける職員として在職した期間をいう。)、外国機関派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の

処遇等に関する条例(昭和63年長野県条例第1号)第2条の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、公益的法人等派遣期間(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、自己啓発等休業期間(職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年長野県条例第45号)第2条の規定により自己啓発等休業をしていた期間をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。第5号及び第6号において「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定により大学院修学休業をしていた期間をいう。))又は特定企業職員等期間におけるこれらに相当する期間

(3) 停職期間(法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。))又は特定企業職員等期間におけるこれらに相当する期間

(4) 減額改定対象職員以外の職員であった期間又は特定企業職員等期間におけるこれらに相当する期間

(5) 育児短時間勤務期間(育児休業法第10条の規定により育児短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。)をしていた期間をいう。))又は特定企業職員等期間におけるこれらに相当する期間

(6) 法第38条の規定による許可又は育児休業法第19条第1項若しくは職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第13条の規定による承認を受けて勤務しなかったことにより給与条例第44条の規定により給与を減額された期間又は特定企業職員等期間におけるこれらに相当する期間

(7) 給与条例第44条の規定により給与を減額された期間(前号に掲げる期間を除く。))又は特定企業職員等期間におけるこれらに相当する期間

2 改正給与条例附則第2項第1号の人事委員会が定める月数は、平成21年4月からこの規則の施行の日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第1号、第2号又は第4号から第6号までに掲げる期間のある月

(2) 前項第3号又は第7号に掲げる期間のある月(前号に該当する月を除く。))であって、その月について支給された給料の額(特定企業職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正給与条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.08を乗じて得た額(第6条において「附則第2項第1号基礎額」という。))に満たないもの(改正給与条例附則第2項第2号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第4条 改正給与条例附則第2項第2号の人事委員会が定める者は、平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者(当該期間の全期間が職員として在職した期間及び人事交流等により第2条第1項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。))以外の職員とする。

(企業職員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例)

第5条 改正給与条例附則第3項及び同項の規定により読み替えて

適用する改正給与条例附則第2項の人事委員会が定める者は、企業職員等とする。

2 改正給与条例附則第3項の人事委員会が定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

3 改正給与条例附則第3項の規定により読み替えて適用する改正給与条例附則第2項の権衡を考慮して人事委員会が定める額は、企業職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、企業職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第6条 附則第2項第1号基礎額又は改正給与条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

人事委員会事務局

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

平成21年11月30日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第12号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の150」を「100分の120」に、「100分の190」を「100分の170」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の80(特定幹部職員にあつては、100分の100)」を削る。

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の120」を「100分の130」に改め、同条第2号中「100分の70」を「6月に支給する場合においては100分の60(特定幹部職員にあつては100分の80)、12月に支給する場合においては100分の70」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第3条 給料の調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1のE中 「12,500円」を「12,400円」に改める。

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第4条 特地勤務手当等に関する規則(昭和46年長野県人事委員会

規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項に次の1号を加える。

(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に減額改定対象職員(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年長野県条例第46号)附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。第5条第3項第2号において同じ。))であつた者に限る。) 前項中「当該各号に定める日に受けていた給料及び」とあるのは、「当該各号に定める日に係る給料について、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年長野県条例第46号。以下この項において「平成21年改正給与条例」という。)の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合、長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年長野県条例第47号。以下この項において「平成21年改正学校職員給与条例」という。)の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合又は長野県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年長野県条例第48号。以下この項において「平成21年改正警察職員給与条例」という。)の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合及び平成21年改正給与条例第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第1号)附則第9項の規定によるものとした場合、平成21年改正学校職員給与条例第2条の規定による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第26号)附則第9項の規定によるものとした場合又は平成21年改正警察職員給与条例第2条の規定による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第32号)附則第9項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

第3条第4項第1号中「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「。以下「勤務時間条例」という。」を削り、「とする」を「と、前項第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする」に改め、同項第2号中「前項各号」を「前項第1号から第3号まで」に、「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に勤務時間条例」を「及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額」とあるのは「の月額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)」に、「」とする」を「扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額」と、前項第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする」に改め、同項第3号中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「勤務時間条例」を「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)」に、「とする」を「と、前項第4号の規定により読み替

えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする」に改める。

第5条第3項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、同項に次の1号を加える。

(2) 給与条例第27条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に減額改定対象職員であつた者に限る。) 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年長野県条例第46号。以下この項において「平成21年改正給与条例」という。)の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合、長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年長野県条例第47号。以下この項において「平成21年改正学校職員給与条例」という。)の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合又は長野県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年長野県条例第48号。以下この項において「平成21年改正警察職員給与条例」という。)の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合及び平成21年改正給与条例第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第1号)附則第9項の規定によるものとした場合、平成21年改正学校職員給与条例第2条の規定による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第26号)附則第9項の規定によるものとした場合又は平成21年改正警察職員給与条例第2条の規定による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第32号)附則第9項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに給与条例第27条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日を受けていた」とする。

第5条第4項第1号中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「勤務時間条例」を「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)」に、「とする」を「と、前項第2号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに給与条例第27条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする」に改め、同項第2号中「前項各号」を「前項第1号」に、「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に勤務時間条例」を「及び扶養手当の月額の合計額に100分の2を乗じて得た額(」とあるのは「の月額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)」に、「」とする」を「扶養手当の月額の合計額に100分の2を乗じて得た額(」と、前項第2号の規定により読み替えて適用する第

2項中「並びに」とあるのは「に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とするに改め、同項第3号中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「勤務時間条例」を「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）」に、「とする」を「と、前項第2号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに給与条例第27条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を給与条例第27条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とするに改める。

（給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第5条 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成18年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「調整基本額」の次に「（平成21年12月1日（以下「基準日」という。）において一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年長野県条例第46号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者にあつては、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額）」を加え、同項第2号中「調整基本額」の次に「（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額）」を加え、同項第3号中「場合）」を「場合。以下この号において同じ。）」に改め、「調整基本額」の次に「（基準日において減額改定対象職員である者（施行日の前日に次に掲げる場合に該当することとなった場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなる者を含む。）にあつては、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額）」を加え、同項第4号中「に同日にその者に適用されることとなる調整基本額」を「の額」に改める。

（職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則の一部改正）

第6条 職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則（平成18年長野県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(6) 切替日以降に一般職員改正条例附則第9項、学校職員改正条例附則第9項又は警察職員改正条例附則第9項の規定による給料を支給される職員でなくなった職員

第4条第1項中「なるもの」の次に「（前条第6号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であつて切替日の前日に給料表の適用を異にする異動があつたものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合。同号において同じ。）に同条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）」を加え、同項第1号中「（切替日以降にこれらの異動が2回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合）」を削り、「相当する額」の

次に「（平成21年12月1日（以下この項及び次条第1項において「基準日」という。）において一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年長野県条例第46号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下この項及び次条第1項において「減額改定対象職員」という。）である者（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動をした職員であつて切替日の前日に当該異動があつたものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同項第2号及び第3号中「相当する額」の次に「（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同項第4号ア中「相当する額」の次に「（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同項第5号中「応じた額」の次に「に100分の99.76を乗じて得た額」を加え、「当該額」を「当該応じた額に100分の99.76を乗じて得た額」に改める。

第5条第1項中「、人事委員会」を「人事委員会」に、「額」を「額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となつた職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」に改め、「なるもの」の次に「（第3条第6号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）」を加える。

（給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第7条 給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成19年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「いた給料の特別調整額」の次に「（平成21年12月1日（以下「基準日」という。）において一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年長野県条例第46号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者にあつては、当該給料の特別調整額に100分の99.76を乗じて得た額）」を加え、同項第2号から第4号までの規定中「特別調整額」の次に「（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料の特別調整額に100分の99.76を乗じて得た額）」を加え、同項第5号中「した場合」を「して」に、「準じてその者が受けることとなる給料の特別調整額」を「よるものとした場合の額」に改める。

附則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の

規定は、平成22年4月1日から施行する。

人事委員会事務局